

田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付要綱（平成28年3月28日告示第53号）

田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市外から本市へ定住する子育て世帯に対し、定住に係る費用の負担軽減を図るため、定住する子育て世代に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）定住 永住又は5年以上に渡って居住する意志を持って住民登録し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- （2）補助対象者 田村市に住民登録を行った0歳から15歳以下の子どもをいう。

（補助額等）

第3条 サポート事業の補助額は世帯内の子ども1人あたり5万円とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- （1）田村市に住民登録をした日から5年を超えて、田村市を生活の本拠地と定め継続して居住すること。
- （2）市民税等を滞納していないこと。
- （3）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- （4）世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （5）世帯の全員に過去に、この告示による補助金の交付を受けた者がいないこと。

（補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、転入後速やかに田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）世帯全員の住民票の写し
- （2）誓約書（様式第2号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、田村市転入子育て世代サポート補助金（様式第3号）により、その内容を補助金等の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告等の併合）

第7条 第5条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

（補助金の請求）

第8条 第6条の規定により交付の決定を受けた補助事業者等は、田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金を請求することができる。

（補助金の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者等が第3条及び第4条に規定する要件を欠くと認めるときその他偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第34号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

田村市長 様

(申請者) 千

住 所

氏 名

電話番号



田村市子育て世代定住化促進事業に係る田村市転入子育て世代サポート事業補助金について、田村市に転入し居住を開始したので田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

※下記のCの額

2 補助の種類及び補助金申請額の内訳

対象人数 (A)	1人あたりの補助額(B)	補助合計額 (C: A×B)
人	50,000円	円

3 住民登録年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 関係書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

年 月 日

田村市長 様

住 所  
氏 名

印

私は、田村市転入子育て世代サポート事業補助金の交付申請をするにあたり、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 私及び私と生計を一にし同居する家族は、田村市に住民登録をした日から5年を超えて、田村市を生活の本拠地と定め継続して居住します。
- 2 5年以内の世帯の転出等により、田村市子育て世代定住化促進事業規則及び田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付要綱に規定する補助対象者の要件を欠いたときは、速やかに市長に報告します。
- 3 私は、暴力団及びその関係者ではありません。
- 4 以上の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、田村市から交付された補助金を直ちに返還します。

様式第3号 (第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

田村市転入子育て世代サポート補助金交付決定通知書

年 月 日

様

田村市長



田村市転入子育て世代サポート補助金交付要綱第6条の規定により、申請のあった転入子育て世代サポート補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
※下記の(C)の額

2 補助の種類及び交付決定額の内訳

対象人数 (A)	1人あたりの補助額 (B)	補助合計額 (C : A×B)
人	50,000円	円

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

田村市転入子育て世代サポート事業補助金交付請求書

年 月 日

田村市長 様

氏名 印

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました田村市転入子育て世代サポート事業補助金について、補助金を交付されるよう関係書類を添えて請求します。

【振込み口座】

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 支所	
預金種別	1: 普通	2: 当座	3: 貯蓄
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			